平成２２年（フ）第９９号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土41番地６　コーポオバラＤ
債務者　沖沢　　智
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第４０９号
石川県白山市橋爪町751番地41、申立時の住所金沢市馬替３丁目148番地、従前の住所石川県能美市湯谷町ト95番地５
債務者　表　　寿江
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１７号
金沢市白菊町11番１号　白菊ハイツ105号室、従前の住所金沢市増泉２丁目21番25号
債務者　髙村　葉子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１９号
金沢市八日市２丁目207番地１
債務者　輪島　貴史
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
金沢市入江３丁目22番地　第一まついビル207号、従前の住所金沢市松村３丁目433番地１
債務者　扇谷　高志
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３５号
石川県石川郡野々市町野代３丁目112番地　レーヴ・アズールＡ203号
債務者　三田村有香
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６４号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目13番地　メゾンホワイト１―Ｅ
債務者　牧野るり子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４５５号
福岡県福津市中央１丁目16番６―813号
債務者　近藤　律子（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田2072番地10　花野アパート202号
債務者　浦　　大作
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
鹿児島県薩摩川内市国分寺町3289番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市網津町5270番地
債務者　堀田　尚美（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
鹿児島県出水市高尾野町下水流162番地
債務者　山﨑　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
鹿児島県薩摩川内市上甑町江石373番地、前住所兵庫県加古川市平岡町土山２番地の80プレステージ明石西Ⅲ―703号
債務者　大園　悦生
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
鹿児島県出水市荘2623番地７
債務者　時吉　秀治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
鹿児島県阿久根市塩鶴町１丁目293番地コーポ浜崎２Ｂ、前住所鹿児島県阿久根市塩浜町２丁目221番地
債務者　早水　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
鹿児島県出水郡長島町山門野2707番地
債務者　門前ちひろ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
鹿児島県出水市武本3121番地２
債務者　桑畑　靖志
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目71番地５　山城アパート101
債務者　山城　弓琴（旧姓髙良）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部